ホームレス問題連絡会議

厚生省殿

釜ケ崎就労・生活保障制度実現をめざす連絡会

（略称・釜ヶ崎反失業連絡会）

共同代表　山田　実　○

本田哲朗　○

大阪市西成区萩之茶屋3-1-10ふるさとの家気付

『野宿を余儀なくされている労働者の

経済的自立援助に関する要望』提出に当たって

冠省　時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

　さて、当会は大阪、釜ヶ崎（あいりん地区）におきまして、日雇労働者や野宿を余儀なくされている労働者の社会的処遇改善をめざし、微力ながら日夜努力を積み重ねているものでありますが、近年、不況の深刻化と地区労働者の高齢化に伴い、野宿生活者は増加の一途をたどり、当会はおろか、大阪市、府も、対応に苦慮する事態となっております。

　去る５月２６日、国と関係自治体による「ホームレス問題連絡会議」において「ホームレス問題に対する当面の対応策」がまとめられましたが、私ども拝読し、愚考いたしまするに、具体性を欠くものであり、未だ当面の対応策として十分足りえないものであるとの結論をえました。

　そこで、無知蒙昧浅学の身をも顧みず、ここに具体的且つ緊急に必要な事項と思慮いたしましたところを書きまとめ持参いたしましたので、関係諸方面にご披露いただき、ご検討の上、実施賜りますようお願い申し上げます。

　また、厚生省におかれましては、大阪市の状況に配慮され、これ以上野宿を余儀なくされる労働者を増やさないために、居宅保護の居住地として簡易宿泊所を許容することを大阪市に通達で示されますようお願い申し上げます。

　さらに、大阪・あいりん地区（釜ヶ崎）につきましては末尾に記しました事情等勘案され、下記について特段の配慮を持ちまして実施に至りますようご尽力のほどをお願い申し上げます。

草々

記

１．大阪市における野宿生活者対策においては規模が問題であり、簡易宿泊所を臨時に活用した宿泊施設確保について、生活保護法の居宅保護に準じた、あるいはそれを上回る国の負担を明示されたい。

２．大阪社会医療センターの外来状況に配慮し、「自立支援事業」の外来用診療施設の確保について援助されたい。

３．「自立支援事業」において、「福祉的労働」の概念を拡張されたい。

４．「自立支援事業」において、対象者の待機期間をできる限り短くするために、「自立支援事業」対象者１００人について１人の「生活相談員」を配置されたい。

５．付記

１．「あいりん対策」の概略

　釜ヶ崎（あいりん地区）対策は、１９６１年いわゆる第一次釜ヶ暴動を契機として広くその必要が認識され、就労システムとしての相対方式（特定地区の人夫出し業＝人材派遣業者）の追認と調整機関としての西成労働福祉センターの設置、医療機関としての「今宮診療所」の開設、福祉窓口としての大阪市立愛隣会館の設置など、地区対策の体制が整えられた。

　1970年「愛隣総合センター」が完成し、雇用保険・健康保険の「見なし適用」という制度の弾力運営により、釜ヶ崎日雇労働者も既存の社会保険制度が利用できることとなった。

２．「法外援護」としての「生活ケアセンター」の発足事情と今後の見通し

（１）発足事情と拡大の過程

　大阪市は、福祉対策の即応性を確保するために、自彊館でおこなわれている定額有料の「単泊（１泊２食）」を利用している。そもそも、市更相への来所時間が遅くその日のうちに結果が出せなかったなどの事情により、相談結果が翌日に持ち越される場合に、利用されるものであったが、地区人口の増加、不況の影響、高齢化、などの要因で要保護者が増加しているにもかかわらず、救護施設の増設が進まなかったために、「正規の対応」ができなくなり、最近では、相談者を一時的に納得させるもの、窓口から押し返す手段として利用されるに至っている。

　1984年廃校となった「新今宮小中学校」の跡地利用についての模索の過程で、地元団体から「単泊」への大阪市からの補助金支給と拡大の要望が出され、大阪市も必要を認めて、「単泊」とは別に、「ディケアセンター」が「新今宮小中学校」の跡地に設置された自彊館三徳寮に設けられた。その後、その有効性と規模の拡大の必要が認識され「生活ケアセンター」となり、今年度１７０名規模に拡張されるに至っている。

　また、昨年は野宿を余儀なくされる労働者急増に対応するため、８月と１１月に「臨時生活ケアセンター（４５名定員・２泊３日）」が実施され、実人員で１，１５５名が利用した。

　なお、生活ケアセンターの一部と臨時生活ケアセンターの受付は民間ボランティア団体によっておこなわれている。

（２）今後の見通し

　救護施設の増設ができないことから、福祉対策の即応性を確保するために設置された生活ケアセンターそのものが、施設の拡大が思うに任せず、即応性確保という本来の目的を果たせない現状となっている。

　いうなれば、一時的緊急対応としての措置が恒常化し、さらに一時的緊急対応としての措置が必要となっているのである。

　このことは、従来からのあいりん対策（＝施設収容か入院か）を根本から見直す必要があることを示すと同時に、現状に対応しようとするならば「施設」の概念の拡大をも検討しなければならないことを示しているといえよう。

　たとえば、「第２種福祉事業（宿泊提供事業）」の適用施設としての簡易宿泊所利用である。

　釜ヶ崎の簡易宿泊所組合は、大阪市に対して、３畳以上の部屋に限定して２千室が明日からでも提供可能であり、活用してほしいと要望している。

　大阪市と国の早期の決断が要請されているところである。　　　　　　　　　　以　上